

《資料》

# 京都府乙訓郡上植野村役場日誌(1)

高久 嶺之介  
西村 卓 編

## 解 題

京都府向日市上植野区の地理的位置を向日市文化資料館編『京都府向日市上植野区有文書調査報告書』（一九九五年三月刊、以下『報告書』と略記）は次のように記す。

上植野地区は、京都盆地を流れる桂川の右岸に位置し、西山山地から派生して東南に長くのびる向日丘陵の最南端に広がる地域である。旧乙訓郡のほぼ中央で、現在の向日地域の南部にあたる。地区の北西部は向日丘陵縁辺の段丘であり、東・南方に桂川と小畑川が形成した沖積低地が広がる。北は向日町、

鶏冠井と接し、東は京都市伏見区の羽束師、南は長岡京市の馬場、西は小畑川を挟んで長岡京市の今里に接している。

ここに翻刻の史料は、上植野区につたわる上植野区有文書の中から、京都府乙訓郡上植野村時代の戸長役場の「日誌」、向日町外五カ村連合戸長役場時代（一八八四年七月～一八八九年四月）の村事務所の「日誌」、町村制施行後の区事務所「日誌」の一部である。年代から言えば、一八八二年（明治一五年）から町村制施行後の一八八九年（明治二二）までの六冊の「日誌」であり、単独戸長役場時代、連合戸町役場時代、大字（区）時代の三つの制度の時代である。六冊

の「日誌」の翻刻にあたり、上植野村が村の名称をなくした時代もあり、必ずしも適切な呼称とはいえないが「京都府乙訓郡上植野村役場日誌」とした。六冊の「日誌」は、各冊によって若干異なるがほぼ縦二五cm、横一七cm程度の書冊であり、表紙はすべて「日誌」と記載されている。墨筆がほとんどであるが、一部朱筆もある。

翻刻に至るまでの経過、「日誌」の性格と意義を簡単に記しておきたい。

一九九五年（平成七）三月、向日市文化資料館は前記『報告書』を刊行し、さらに同年一〇月から一月にかけて「むらの記録——上植野区有文書からみた近代」と題し特別展を開催した。『報告書』は、江戸元和期から昭和戦後期までの三世紀におよぶ約七〇〇〇点の上植野区有文書の目録と解説および上植野地域の理解する上での資料からなる。この文書群の特筆すべきことは、近世・近代を通して村がどのような形で運営され、どのように変遷していったかが克明にわかる量と質および系統性を有していることである。そのこ

とは『報告書』から明瞭に読み取ることができる。とりわけ近代部分において注目されるのは、一八八二年（明治一五）から一九六一年（昭和三六）まで一部空白はあるものの八〇年におよぶ五一冊の村および区の公的「日誌」の存在であった。管見の限りでは、関西地域においてこれだけ長期間でしかも村そして一八八九年（明治二二）町村制実施後の区の運営が克明にわかる記録はない。この「日誌」を丁寧に分析することによって、村組（上植野ではイ〜へ組）の活動内容も含めた近代の村（区）のしくみとその変遷、山や水など村（区）のその時々々の行政・生活上の問題と地域の人々の活動、京都府や乙訓郡との関わり、さらには近代の制度が村（区）のなかにどのように入っていたか等、総じて近代の畿内村落を形態として明らかにできるのである（なお、この「日誌」も含めた上植野区有文書の概要は、『報告書』解説をご覧ください）。

この特別展を期に、この「日誌」を翻刻することを当面の作業として、一九九六年五月、一〇数名の有志

によって組織されたのが乙訓地域史研究会である。事  
前に上植野区の許可も得ることができた。会長は高久、  
副会長は西村である。会員数は現在までのところ延べ  
人数二七名。研究会は、原則として月二回開催し、研  
究会々員が「日誌」の数丁を分担翻刻し、それを意味  
説明ともに発表し、その後参加者全員でその補訂作業  
にあたった。したがって、この文書の翻刻は、一応高  
久・西村編になっているが、実は乙訓地域史研究会と  
いう集団の産物である。

研究会の翻刻作業は現在もつづいているが、「日  
誌」は数も多く、到底全体の翻刻は望み得ない。した  
がって、当面一八八二年（明治一五）の最初の戸長役  
場日誌から町村制施行直後の一八八九年（明治二二）  
までの六冊を公表することにした。この六冊はわずか  
八年間の日誌であるが、この時期の村は郡区町村編制  
法施行時代、連合戸長役場時代、町村制施行という三  
つの制度的変遷を経験し、その変化の実態も克明に跡  
付けることができるからである。

翻刻にあたっての凡例は以下の通りである。

## 凡 例

一、表記は原則として次のように統一した。

(1) 原文に適宜読点、並列点を付した。

(2) 使用字体は常用漢字とし、異体字・俗字・略字・

明白な誤字などは原則としてそれぞれの正字に改  
めた。ただし地名や人名に関するものはそのまま  
にしたものもある。

(3) 変体仮名は現行の字体に改めた。

(4) 判読不能の文字は、字数の明らかなものは字数分  
を□で示し、字数の不明のものは「□」で示し  
た。

(5) 欠字・平出は一字あきとした。

(6) 原本で日付の左脇に入っている頭注的な記載は、  
原則としてその日の記述の最初に（欄外）とし、

「□」中に記載した。ただし、（欄外）の記載で  
本文中の内容に直接かわる場合は適宜本文中に  
記載した。

一、内容や形態を理解するために、次のように適宜注  
記を付した。

(1)誤字・脱字・宛字などについて、適宜（ ）で傍注した。

(2)意味が通じにくいが原本のままとしたものは（マ）、原本の文字に疑問がある場合は（カ）、衍字と思われる場合には（衍）と傍注した。

(3)本文以外の部分や異筆の場合は「」でくくり、（表紙）（朱筆）などと傍注した。

(4)冊子中、「役場書類受付件数記録」など省略した部分は、「」でその旨記した。

(5)その他、必要な情報などについて、○印をつけ付記した。

翻刻にあたって、許可をいただいた向日市上植野区と、写真掲載その他の便宜をはかっていただいた向日市文化資料館に深甚の謝意を表したい。なお、この翻刻の公表は数回におよぶため、乙訓地域史研究会の全員の氏名を記すことを省略し、各回の『社会科学』掲載時の「日誌」の翻刻にかかわった氏名のみを記すこととする。ちなみに、「乙訓郡上植野村役場日誌」

（一）にかかわった氏名は以下の通りである（五十音順）。

荒川保美 岩上直子 氏本里美 梅本香織 大田夏穂 籠谷直子 古本由佳 白杉一葉 関本恵美子 高久嶺之介 辻本充子 西村卓 長谷川澄夫 長谷川武史 福井徳子 安国陽子 若崎敦朗



四月 八日 在野村役場 戸長役場  
 三月 廿九日 在野村役場 戸長役場  
 三月 廿八日 在野村役場 戸長役場  
 三月 廿七日 在野村役場 戸長役場  
 三月 廿六日 在野村役場 戸長役場  
 三月 廿五日 在野村役場 戸長役場  
 三月 廿四日 在野村役場 戸長役場  
 三月 廿三日 在野村役場 戸長役場  
 三月 廿二日 在野村役場 戸長役場  
 三月 廿一日 在野村役場 戸長役場  
 三月 二十日 在野村役場 戸長役場  
 三月 十九日 在野村役場 戸長役場  
 三月 十八日 在野村役場 戸長役場  
 三月 十七日 在野村役場 戸長役場  
 三月 十六日 在野村役場 戸長役場  
 三月 十五日 在野村役場 戸長役場  
 三月 十四日 在野村役場 戸長役場  
 三月 十三日 在野村役場 戸長役場  
 三月 十二日 在野村役場 戸長役場  
 三月 十一日 在野村役場 戸長役場  
 三月 十日 在野村役場 戸長役場  
 三月 九日 在野村役場 戸長役場  
 三月 八日 在野村役場 戸長役場  
 三月 七日 在野村役場 戸長役場  
 三月 六日 在野村役場 戸長役場  
 三月 五日 在野村役場 戸長役場  
 三月 四日 在野村役場 戸長役場  
 三月 三日 在野村役場 戸長役場  
 三月 二日 在野村役場 戸長役場  
 三月 一日 在野村役場 戸長役場  
 二月 廿九日 在野村役場 戸長役場  
 二月 廿八日 在野村役場 戸長役場  
 二月 廿七日 在野村役場 戸長役場  
 二月 廿六日 在野村役場 戸長役場  
 二月 廿五日 在野村役場 戸長役場  
 二月 廿四日 在野村役場 戸長役場  
 二月 廿三日 在野村役場 戸長役場  
 二月 廿二日 在野村役場 戸長役場  
 二月 廿一日 在野村役場 戸長役場  
 二月 二十日 在野村役場 戸長役場  
 二月 十九日 在野村役場 戸長役場  
 二月 十八日 在野村役場 戸長役場  
 二月 十七日 在野村役場 戸長役場  
 二月 十六日 在野村役場 戸長役場  
 二月 十五日 在野村役場 戸長役場  
 二月 十四日 在野村役場 戸長役場  
 二月 十三日 在野村役場 戸長役場  
 二月 十二日 在野村役場 戸長役場  
 二月 十一日 在野村役場 戸長役場  
 二月 十日 在野村役場 戸長役場  
 二月 九日 在野村役場 戸長役場  
 二月 八日 在野村役場 戸長役場  
 二月 七日 在野村役場 戸長役場  
 二月 六日 在野村役場 戸長役場  
 二月 五日 在野村役場 戸長役場  
 二月 四日 在野村役場 戸長役場  
 二月 三日 在野村役場 戸長役場  
 二月 二日 在野村役場 戸長役場  
 二月 一日 在野村役場 戸長役場  
 一月 三十一日 在野村役場 戸長役場  
 一月 三十日 在野村役場 戸長役場  
 一月 二十九日 在野村役場 戸長役場  
 一月 二十八日 在野村役場 戸長役場  
 一月 二十七日 在野村役場 戸長役場  
 一月 二十日 在野村役場 戸長役場  
 一月 十九日 在野村役場 戸長役場  
 一月 十八日 在野村役場 戸長役場  
 一月 十七日 在野村役場 戸長役場  
 一月 十六日 在野村役場 戸長役場  
 一月 十五日 在野村役場 戸長役場  
 一月 十四日 在野村役場 戸長役場  
 一月 十三日 在野村役場 戸長役場  
 一月 十二日 在野村役場 戸長役場  
 一月 十一日 在野村役場 戸長役場  
 一月 十日 在野村役場 戸長役場  
 一月 九日 在野村役場 戸長役場  
 一月 八日 在野村役場 戸長役場  
 一月 七日 在野村役場 戸長役場  
 一月 六日 在野村役場 戸長役場  
 一月 五日 在野村役場 戸長役場  
 一月 四日 在野村役場 戸長役場  
 一月 三日 在野村役場 戸長役場  
 一月 二日 在野村役場 戸長役場  
 一月 一日 在野村役場 戸長役場

〔表紙〕  
明治十五年二月

同六年共

日誌

当村

戸長役場 〔朱印〕  
乙訓郡上植野村戸長役場

二月分

二月七日 兼て申出ニ相成候桂川堤防修繕之義ニ付、

菱川村釜屋伝左衛門并鴨川原八木治郎兵衛・同村小畑

久左衛門右三名当村永井九郎左衛門方へ参り候処、折

悪キ永井九郎左衛門留主中ニ付、且又当役場へ参り候

処、是亦折悪シキ戸長留主中ニ付、用掛り筆生ノ已ニ

テ帰村致し同月十日又候右三名依頼ニ参り候事左ニ記

ス

二月十日 右事件ニ付右三人之者当村永井九郎左衛門  
方へ参り、其レより当役場へ罷出候ニ付、實際受給リ

候処、釜屋始発言ニ付、其実ハ兼て御当村へ依頼申出候被<sup>(被)</sup>ノ桂川堤防事件ニ付、去十四年九月頃拙者始同村三輪善九郎へ御当村より御返事も受給、其レより各修繕組合村々へ御返事ニ及置、其儘ニ相成居候処、然昨十四年十二月該堤防修繕成功ニ付、各村集合且決算ト相成、其上被<sup>(被)</sup>之鶏冠井村且上植野村両村へ依頼之趣キ如何相成哉ト発シ候処、鶏冠井村之義ハ久我村へ助成金「」五六円致呉致ト申義ニ付、鴨川村ハ上植野村へ依頼之事ト相成候故へ、右鴨川村ニ於テ右兩人釜屋伝左衛門方へ、何分此事件ニ付てハ貴君元より掛リ合之義ニ付万事先立呉様依頼相成候故へ、不得止ムヲ又候御当村へ三名同道ニて参り候間、何分宜敷取計可被<sup>(被)</sup>下候様ト釜屋伝左衛門依頼ニ相成候、此趣ハ右鴨川村両人ヨリ實際発言可致間宜敷御依頼申上候事

右鴨川村兩人申参り候義ハ、実ニ該堤防修繕之義ニ付てハ訳柄無之村方へ何之依頼ハ致間敷、該川ハ暴水之節人足成助之訳ケ柄も有之、且又当地ニ於テハ伏見行且渡船も有、誠ニ隣村事ナラハ何如様之事出来相成候

哉も難計、猶又右渡シ場ニ於テ不斗後日事故有之候ても先上植野村之人員ナラハ捨テ置カタシ訳ケも有之故、其辺へ心附宜敷御依頼申上ルトの事ニ付、然ルニ当村義ハ兼て菱川村へ御返事申置候通、何分東各村ニ於テハ此事件ニ付最早三ヶ年之間ニも相成、是ニ付当村内も数度之集会候ニ付、該堤防修繕之助成ハ元より訳ケ柄無之候得とも何分憐<sup>(憐)</sup>ニ於テ大普請之義ニ付且ハ数度依頼ニも相成候故、村中一統協議之上助成相成へく様ニ相成候処、東各村ニ於テハ聊人足助成ハ一向聞入無之ニ付、昨十四年二月京都府へ御願被相成候故へ其レより村中之者恐入、何分此義ニ付てハ助成応シ候ハ、後日該堤防普請之義ニ付一切何等之義も不申出ト之確書有之候事ナラハ右人足助成可致候、依て此義更ニ相断候処、各鴨川村始メ菱川村釜屋伝左衛門申述ルニハ、<sup>(立)</sup>成程御利腹之段御尤ニ付左様ナラハ該堤防修繕明治十四年度ニてハ何等之義不申出ト証書差入候間、其辺ニテ当村内へ示談被下度、何分隣<sup>(隣)</sup>村間柄ヲ以彼是申出ル事ハタガニ不<sup>(不)</sup>宜敷から故、万事御依頼申上ルトテ帰村ニ相成候事

同十四日 右事件ニ付、村中高持之者ヲ集合シ各示談ヲ遂ケ候処、何元より相断候義ニ付迎も今更其人足助成スルコト聞入難ク、依て此義ハ相断呉候様ト申居、然ルニ此義も村中小前一統へ各伍長より御披露有テ可然ト答ニ付、依て同月十五日右事件各一統へ披露ト相成候事

同十六日夜 右事件ニ付各伍長より持参寄候処、何つれも御断呉様ト総テ返事ト相成候故、右返事当村永井九郎左衛門方へ申置候事ヲ知ルベシ

同十四日 夜高持集合之際、兼協議濟ニ相成候当村役場建築之義此節ヨリ取掛り度、就てハ建築掛り投票スルニ際何名置候哉、将又是ニ属スル給料も何程与ヘル歟、右高持へ示談候処、民秋徳兵衛殿御尋ニ相成候義、拙者昨年来ハ何事も罷出不事故へ更ニ咄シハ不存、彼ノ建築ハ村中へ披露濟ニ相成候歟御尋ニ相成候処、其際戸長答へ候義、是レハ昨年十一月何日歟日限不分候得とも決議濟ニ相成候故、此節ヨリ取掛ル事、然ルニ

其綴キ筆生森氏ヨリ発言有之事柄ら、是レハ昨年尤協議濟也、且組ニ於テ何つれ建築相成候ハ、其入用一時取集メ之義ハ二度歟三度歟ニ被成下度ト之組も有之位之事柄ニ付ト答へ被ら候也、左様候得は此席ニテ取極メ難ク、依て小前一統へ其旨披露被下度、尤桂川堤防事件も有之ト之事故、右ニ取極メ退席候ト相成候也

同十六日 午後より各組伍長持寄ト相成其集合一準<sup>(順)</sup>聞取候処、ろ組・に組・へ組三組ハ成丈ケ減消シテ建築可致事ト各伍長ヨリ発言相成候、然ルニは組・ほ組ハ今此米下直ニ候故へ末ニ延ハシ呉候ハ、諸色之物も下直ニ相成歟ト推考候故へ御延ハシ可呉との事、且い組ハ何之役場が入物歟今更建築致ソヨリ元より楽師<sup>(楽)</sup>ニテ相濟候テナイカ、又借家料も年春円ニテ借入ニ相成テ有トすれハ先其儘ニテ宜敷事ト返事ニ相成候故へ、一向一定不セ、依て各伍長及当役場三名共々協議ヲ遂ケ候得とも先折半ツ、と相成故兩法とも尤也、依之テ一層<sup>(明)</sup>昨十七日昼高持衆中へ示談ヲ遂ケルコトニスレハ、先其入費も何分高持ハ何つれも多分ニ相掛ル故、左様

ニスルコト決定相成候也

事

8

同十七日 右役場建築事件兼て先般以来ヨリ協議致置候処、不斗咄シ寄せ候ハ、前記之如クニ相成ル故、本日御苦勞ト相成候、然ルニ是ヲ何日ニ致候哉、且高持衆中ニも取マセリニ咄し相成故一定シガタキ、依て是は兩法とも之謂立ヲ聞取、先普請減消シテ今般ヨリ建築可致事ト決シ候也、尤各延シ呉候組々ハ此旨一応御示談可有之、依之右三組ハ御示談遂ケラレタル上ハ返事可及事ト相成候テ退席ニ相成候也、尤此日一日相掛リ候

十八日 右事件三組伍長ヨリ返事相成候事柄ら、何つれも中取テ減消シト相成候ハ、其レライナヤ申スルニナラス申事ニ付、依て投票ト相成候也

同廿三日夜 同日夜右建築掛リ式名開票、各伍長衆中立合之上開札候処、森角右衛門殿へ三拾二札并二小嶋久左衛門殿廿九札ニ候ニ付右兩人へ多数候間相勤被候

三月九日 向神社鏡出来度旨ヲ以テ氏子各村総代衆中集会候ニ付、本日午後ヨリ当村森角右衛門右総代ニ付出頭致シ候事左ニ

同十日 当戸長役場へ咄し受給リシ候其実ハ、前記神鏡特□之有志ヲ以テ且周施掛<sup>(旋力)</sup>リヲ依頼スル、其レヨリ有志致度旨今里村樋口・同村正木両名周施致度様之都合も有、依之テ当邸も御披露致度、然ニ六人部申居候儀は、本年寺戸村ニ於神輿出来ニ就てハ夫々村方へ行事ハ御受ケ御承知有之歟ト御尋も有之、当村義ハ先ツキテモラウトノ返事ニ致置候との事、又是神事用ニ白張不足も有之、且大ウキト申もの并ニケンモ無之、本年出来度トの事左ニ披露也

十一日 右組伍長衆中集会シ前記之訳柄示談シテ其旨小前へ披露ト相成候事



十四日 前記之事柄小前へ披露之旨ヲ持寄り候処、何  
つれ組も何事も先氏神事ナラハ御断申呉候様ト之事ニ  
付、其訳宮総代森角右衛門殿ハ年会ニテ欠席ニ付森源  
右衛門殿も欠席ニ付、依て明十五日向神社々務所へ集  
会之節森角右衛門外ニ式名程出頭相成度、然ルニ伍長  
之内ニテ一人歟二人歟御苦勞相成度依頼候処、則永井  
治郎右衛門・清水市右衛門・森角右衛門三名右会議罷  
出候也

右ニ付、後日ハ当村大村ニ付氏子総代今巻名人撰シテ  
式人ト被成下度様之森角右衛門より依頼も有之、尤ニ  
付人撰可致旨も小前へ披露致置候トの事ニ付、本日人  
撰紙各伍長より持帰候、然ルニ此氏子総代人撰スルニ  
付てハ何分無給之事ニテハ宜敷不有ラ、依て之レハ何  
程給スルヤ又ハ日当ニスルヤ各伍長衆中御尤ニ付、是  
レ敷位之事ヲ小前ニ披露ニ不及とも先金式拾銭日当与  
へ、且不止ム事次第ナル時は中飯スルハ不苦候ト之  
事

十五日より 「森角<sup>(補外)</sup>老人行宮」 同宮惣代日当ヲ給ス、

六人部集会之場所社務所へ向ケ前三人出頭有之処、内  
森角右衛門殿丈ケ宮代<sup>(総脱之)</sup>ニ付日当給スルコト、外式人は  
伍長役ニテ給不セ

然ルニ氏子各村会合之趣キ、先神鏡之義ハ神事相濟候  
上之事ト相成候、且又神事ニ付大ウキ・白長等は不足  
之分丈ケ氏子惣代ヨリ買求メルコト約定仕候、就て其  
費金等明治十四年七月頃有志ヲ以テ社務所取繕も費金  
ヲ寺戸村・井之内丈ケ出金有之、外村之者出金無之、

誠ニ当村義ハ該修繕費之コトナラハ何分有志之義ニ付  
旧惣代ヨリ相断リ有之趣キニ付、更ニ当村義ハ是ヲ越  
シテスルコト不当、且此事件帳簿ヲ以たとへモヨウ替  
リニ遣ウとも先旧役断居候廉ト無之次第故、此義申述  
候義ニ付、左候得ハ上植野村森氏申サルコトハ御尤  
之次第ニ付外村之者ヨリ一応相断不苦ト相成、然ルニ  
大キ<sup>(ウ脱之)</sup>・白長調ヘルコト義ニ付此示談可仕ト之事、是レ  
ハ先年寺戸村・井ノ内ヨリ有志出金ヲ以テ社務所修繕  
シタル殘金有之旨六人部ヨリ申居候故へ、先其金額ヲ  
取調其殘金ヲ以テスルコト約定仕候、左スレハ余ハ各  
氏子村々へ掛リ金等は式拾円余リ等相成ル故、是承知

仕帰リ候との事

三月十八日 宮總代今卷人増人スルニ付、伍人組頭ニテ人撰入レササセ候処、小野治郎右衛門殿多数ニ付該人へ申聞候処、何分右治郎右衛門義疔氣ニ罹リ傷薬ヲ相用居義ニ付其旨相断居候故、此儀各伍長衆中示談ニ及候左ニ

同廿二日雨 右事件ニ付各伍長衆午前八時揃へニて集合候処、伍長清水市右衛門殿先開且二番ニ候故、該人諸役人ヨリ依頼ト相成リ候事

一三月廿三日 (欄外朱筆) 神事之義ニ付氏子各村協(議脱之)候ニ付、氏子總代式人社務所へ出頭候事、該示談ニ付ては、鶏冠井村藤田弥左衛門罷出居候処、鶏冠井村之義ハ御鳳(ん脱之)れ之神事入費不差出旨申居候故へ、何事も示談不懸義ニ付、又再度同月廿九日氏子中集会之事

(朱筆)「一三月廿七日 当村役場建築ニ付、建物大工木材告

式請負スニ付当日入札開候処、安井惣八方へ金貳百九拾三円ニて落札候事、尤開札人は建築掛リ并ニ戸長以下伍長定合之上也」

四月一日ヨリ之部

同三日 奥山事件ニ付組合村々向日町津の平宅ニテ集会候事、其示談は是迄各村々ニ猥リ山行松(少)或は雜木等ヲ伐取り候ニ付、且又去ル二月十四日大塩村内山京都府掛リ官員出張ニ相成、其際誰れ歟見咎ニ相成、何つれへ願濟ニて伐木致居哉ト御尋ニ相成何とも御答不致、是本日は内密之事故へ相濟シ置候得とも後日兼々無願ニて伐木致候ハ、急度咎方申付ベシトの御理解ニ付、其儀ニ付て各村々集会ヲ遂ケ、然ルニ已来は奥山行之儀ニ付決てノコキリ・ヨキト止メべく事、然ルニ南方丈ヶ半山売却可致ニてハ何如ニ候哉、是又各村々に示談ヲ遂ケ同月十五日持寄之事也

四月五日 向神社神祭之儀ニ付各郷中集合遂ヶべく六人部ヨリ依頼ト相成事、当村義は出席不致候処、同日

午後三時頃使ヲ以テ呼ニ参リ候得とも当村義は何分多用ニモ有之、且又本日集會件は御鳳輦且神事祭入費之儀ハ鷄冠井村ニ於テハ右入費本年分ハ差出シ候得とも行年は相断居候ニ付右事件之事ナラハ出席スルニ不及然ル氏子各村本日集會出席有テ鷄冠井村より右入費差出ス事ニ相成候ハ、拙村モ出席可致候得とも先此儘何かなくしテ之事ニテハ本日集會出席之義相断候ニ付、右使へ之者共帰村候也

然ルニ同日夜方ニ又候呼ニ参リ候義ニ付、則其書面氏子各村ヨリ持遣シ候、左ニ書面写シ置候也

郷中本日集會之義は貴村ニおひテモ御承知ニ有之筈ニ候処今以テ御出席モ無之、万事決定之都合モ有之候ニ付早々御出席有之度候也

十五年四月五日 物集女村 森本村

寺戸村 岩見上里村

向日町

上植野村

戸長御中

此書面披見候得とも、猶又本日は戸長モ村用ニ付出席

之義は相断使へ之者申帰リシ候処、同夜十二時頃ニ又候書面ヲ以テ呼ニ参リ候得とも猶断申置候也、則其書面ヲ写置左ニ

御鳳輦一件ニ付貴村御出席無之候テハ決定モ難仕旨ヲ以テ再三催促ニおよひ候未確定之旨明朝参上承ル様ト之御返事以ノ外之事情条、是非御書面披見次第即時御出席有之度候也

尚々御出席無之候テハ御意見モ不相分ニ付、御出席不相成候ハ、右件ニ係り出席之所々おひて決定候テモ御異存無之候哉否哉、御返書此使之者へ御渡し相成度此段御掛ケ合ニおよひ候也

四月五日夜十二時頃

向日神社

氏子

出席村々

上植野村戸長役場御中

右書面ヲ以テ又候呼ニ参たり候得とも当村之義ハ明日二聞ニ参リ候間御断申上候との断申返し候也

四月五日

〔欄外朱筆〕

向日神社神祭集會有之候処、拙

村并二馬場村・今里村・井之内村四ヶ村欠席候処、御鳳輦据置へ之決定出席村々六ヶ村シテ取極メ、尤是二付六人部同意スルハ如何シ、然六ヶ村名鶏冠井村・向日町・寺戸・森本・岩見上里村・物集メ村より取極メト相成、其レニ欠席村々四ヶ村ハ該御鳳輦据置祭之義ハ同意スルト雖モ故障有り、依テ四月十一日夜当小前へ協議候処、当村小前尤御鳳輦据置祭可然宜敷候、然ルニ当村之義ハ何事諸事一切費は相断吳申様トの小前より決儀、其時伍長始メ森角右衛門都合七名六人部へ相断罷出候、然ルニ同十一日夜六人部并ニ向日町戸長大西源右衛門兩人、当村戸長宅へ参り段誤り居候ニ付、又候十二午前早々各伍長并ニ森氏集會シ、其処へ今里村戸長野村儀兵衛并用掛山田氏兩人及馬場村宮惣代岩崎房次郎参り、供々示談之上押シテ該向日町戸長へ先御鳳輦据置祭五日集會欠席四ヶ村同意スルト返事ニ及置候也

但し十二日夜六人部并ニ向日町戸長兩人参り申スル断之義ハ、何分去ル五日且前々ヨリ数度之集會之際、鶏冠井村一村ハ神輿出来度ニ付、御

鳳輦入費之義相断候故へ、先止ヲ不得据置候ト相成候処、今般鶏冠井村ニ於テ該入費之義差出可申旨申居、依テ先元ノ如ク十三年度ニ立帰ルことニ相成候故へ、何卒御当村始メ馬場・今里村御出席被下度、此段宜敷御断傍々如斯御出席被下候様御依頼申上候ト申参り候也

四月十一日 「〔欄外朱筆〕山件之事」 向日町津の平宅ニ於テ奥

山事件ニ付集會之事、然ニ該件之義ハ奥山行止トニ付、雜木伐採リ願書相認メ村出願スル、是ニ付組合村々条約致置有之候ニ付、則其条約書ハ稜採願聞濟ニ相成候迄ハ一人モ入山致間敷コト、自然入山スル村方有之時ハ組合村之地券面ヲ相除ク条約ニ付、此事小前へ承知為致置ニ付、集會伍人頭ヲ呼寄披露ニ及置候也  
左候得は小前ニ於テ篤ト取締リ置候ニ付、各組之内法方ヲ設ケ伍人組ニテ入山不致様決印ヲ取置候事

十二日 氏子各村集會之旨六人部ヨリ達り来り候処、其実ハ右御鳳輦之義ハ去ル五日前六ヶ村ニテ据置ニ決

定ニ付ては、追々神祭ニ近付示談致、然ルニ寺戸村ニ新ニ輿被設ケ此義篤ト談度義ニ付會議之旨ニ候得とも、  
 当村義ハ相断候也

然ルニ同日夜、向日町戸長大西源右衛門始メ六人部兩人当村戸長宅へ向ケ一分種々相断申参り候義御座候ニ付、左候得は当村義ハ今一応小前へ示談ニ可及様ト戸長申置候也 「十三日」<sup>(欄外)</sup> 此義ヲ以テ各組伍長始当役場人民・氏子總代共々集合之上、今里村・馬場村三ヶ村申合セ、向日町大西源右衛門様方へ断リ為參候、然ルニ同日今里村ハ戸長野村儀兵衛并ニ用掛リ山田宗左衛門及ヒ宮惣代木村吉右衛門三名当役場へ被參候、馬場村は岩崎房次郎老人被參、三ヶ村向日町戸長へ相断事

十六日 氏神祭御鳳輦置据之義ニ付六人部ヨリ菱川村釜屋伝左衛門并ニ古川村<sup>(神力)</sup>官主吉左衛門トカ申人、該兩人又候戸長之宅へ詔并ニ依頼傍々申参り、此時戸長ハ一向何事も不取合候得とも、該事件ニ付今里村ニ於テ木村吉右衛門万事小前へ示談之上六人部へ返事ニ可及

ト申被居候ニ付故へ貴村ニおいても堅ク言バ不申、何卒一応小前御協議之上可然返事六人部へ被致具度様該兩人申帰候也

十七日 右件ニ付今里村ヨリ戸長野村儀兵衛并ニ氏子惣代木村吉右衛門外老人都合三人当村罷来り、此儀ハ如何ニ候哉、拙村義ハ六人部へ返事スルコト無之、依て釜屋伝左衛門方へ返事可及儀ニ付貴村如何ニ候哉、示談之上可然ル、左候得は当村も同断也、依て釜屋伝左衛門へ罷越し、何分当村ノ儀ハ御鳳輦置据之儀ハ可然ニ付異存無之旨、尤前日ヨリ申居候得とも、押て事替り品替り、村々御出ニ相成儀ハ如何歟、是ニ付てハ何にか意見有之哉ト被存候故へ、此意見ヲ聞ケセ具様ト申居候返事也

然ルニ釜屋伝左衛門始、<sup>(神力)</sup>官主吉左衛門呼寄セ、兩人聞取候処尤ニ付、左候得は右兩人是ヨリ向日町へ向ケ罷出、六人部へ罷出、其上否哉返事ニ可及、各村々の氏子惣代<sup>(定)</sup>御苦勞向日町津の平宅へ御束<sup>(定)</sup>勞相成依頼ニ付、夫々不取敢右津の平宅へ参り候処、午十二時頃ヨリ午

後六時頃迄右兩人ヨリ各三ヶ村ヲ待タシ、夫ヨリ帰宅ト相成、定使ヲ以テ相断申置、其儀ハ当村戸長・用掛リ兩人とも親族ニ於テ無抛用向有之、本日ハ留主之事故ヘ代人モ無之、先其旨相断候、何つれも各式ヶ村同断之断候也

五月廿五日 午前第九時揃ニテ奥山伐採御聞濟ニ付、向日町津の平宅ニテ用掛リ久兵衛集会罷出候処、該山野山之儀ニ付御聞濟ニ相成候得とも、猥リニ入山致し間敷様定約相詰（締）ヒ、若此定約違背シ斧鋸勿論其他之刃物ヲ以入山スル事決テ禁ス、此旨尤入山シ伐採ハ鎌ニ可限ル也トの事

同廿六日 当村伍長呼寄集合シ、前記示談候ヲ遂ケ各伍長ニおいて小前ヨリ之承知請書ヲ伍長ヘ取被置候事

明治十五年

十一月三十日覚 向日社神主ニ当四月ニ御礼実并日供之義断置候処、該神主本日寄ニ参リ村方廿四五軒寄居

候処、宮惣代之ヲ聞キ、同日宮惣代角右衛門粟生ヘ議會ニ行懸ケい組ニテ出合ニ成、右断之由申聞シ差止置候、議會ヨリ帰宅ニテ晚ニ伍長ニ談シ有之候

十二月一日 宮惣代角右衛門始并清水市右衛門同道ニテ早朝ヨリ扱人長谷川与兵衛方ヘ献米断之処、集メ方致し候次第柄ヲ尋ニ参被候処、右与兵衛は不都合次第申シ其由六人部申、跡ヨリ返事スト之事ヲ宮惣代（リ脱カ）ヨ承リ候

十二月二日 右日供之義ニ附宮惣代清水市右衛門方ヘ六人部参リ被申ル事ハ、今里村木村ヨリ拙者留主中ニ御咄シ之由ニテ三十日ニ下部之者ニ御村方宮惣代答エ上取纏メ致ヘク様申附置候所、御答無して取纏メ致候段不都合次第御断申上候、然ル処右寄米ハ如何致候哉被申候ニ附、市右衛門何分角右衛門留主中ニ附示談之上御返事申ス申置候

右二日晩 献供主集会ニ相成、六人部不都合次第ニテ

立腹にて一先取返ス由申被下候様ト之事、二月分は然ルへく其都合にて取計ひ頼ト之事也

明治十五年

十二月廿七日 午前十時頃ニ六人部当役場へ被參、小嶋久左衛門殿出勤哉御尋又ハ森角右衛門様出勤哉御尋之有候処、小野利右衛門・民秋岩治郎・林田四郎兵衛被居、角右衛門様出勤無之ト被申処へ私者罷出候処、時候之挨拶仕候処、然ル処貴君様ニ御尋申度義有之、外之義ニハ無之去ル何日ニ京都府社寺掛リヨリ以諸面ヲ照会ニ相成候義は、当村向日神社御旅所・神田社再建地所御払ケ下願出候間、前段不用物にて一村協有物ト申居候間相違有無何分答可致様照会相成候ニ附一応御尋申上候、何ぞ確書有之哉申被候

右ニ附拙者手元ニハ確書無之候得共、当村ヨリ万事修覆致来ル候得共、何分除地之事ニ附、地所不及申有来リ立物も村方儘ニ相成故官へ御願申居訳ニ申入候処、六人部被申、冬分は日々無之候付、早春郷中一統衆会之衆義相掛ケ申度候間、当村ニおゐて子細有無御尋ニ

附、其義ハ貴公様召思ト答候也

今一義御尋申候、明年神札之義是非御断義御尋被下候、拙者承リ候義当四月宮惣代伍長ヲ以御願之通信局之者ヨリ願出候節御下ケ渡シ可被下申事と答スル、承知仕候被申候

しかし御初穂之義ハ春神札參持、秋ニ至て御初穂ヲ頂戴之由被申居附、其儀は私し共先初穂哉後初穂哉ハ心得被申候間、其義村方一応咄し致スト答置候也、  
後午三時頃ニ帰席致候也

明治十六年二月廿六日晚 御田社再建願ニ附、信徒者并伍長衆会ス、不參方弥惣平・惣助・惣左衛門・鶴之介・駒吉・重郎兵衛、右六名不參断也、然ル処神田社願却下相成候段申演、六人部仕ハサ郷中存居、中小路骨折之事を小野始森角右衛門より被申候処、信徒者名々此儘仕舞候てハ甚歎ケハ敷次第二候故、何分大村之事ゆへ、入費トても如何様共相成候間、今一応是非願具様一統より被申、弥再願之事ニ決定相成候て午十一時頃ニ退席ニ相成候

三月十八日 向日明神祭之義ニ附集会、午後ヨリ森角  
右衛門・清水市右衛門出張

三月十九日晚 宮総代・組長伍長寄合ス  
右十九日協議之上ニテ

又三月廿日ニ小野利右衛門・民秋徳兵衛・森角右衛  
門・清水市右衛門四名共、開田中小路ヨリ今里村談示<sup>(ママ)</sup>  
ニ行、廿四日ニ午後ニ今里村より兩人来ル

又三月廿五日晩 伍長始伍頭寄合協議之上ニテ、組々  
ニテ小前一統寄セ、神祭御旅へ旅中出行、又寺戸村新  
神輿当村へ請ルカ請スカ之協議致し、持寄りを聞候処、  
神輿之処更ニ断之也、中ニ組ハ御鳳輦もとうてもよ  
いと之事、に組ハ御鳳輦之旅中不服之趣ニ候得共、詰  
り多分附ニテ、<sup>(ママ)</sup>前午三時頃退会之事

又廿六日午前九時 郷中一統津平宅ニテ集会、森角右  
衛門・小野利右衛門・民秋徳兵衛出張

同廿七日朝より右日集会由ヲ小野利右衛門・民秋徳兵  
衛・清水市右衛門役場ニ伍長衆披露ス、然上へ六人部  
へ御実取ニ遣セト、定使ニ申てやる也

一四月六日ニ神田社跡地売却ニ地券之事ニ附、寺戸村  
作次午後ニ被参候

〔<sup>采筆</sup>明治十六年非常之大旱魃概略左ニ

六月植付水乏キ候故ニ、苗水旱魃ニ付てハ、六月十  
三日伍長一統并ニ地価八名出頭之上、苗水入廻し事

一、同月廿二日ヨリ弥々植付水入廻シト地価持一統  
決定候処、廿二日午前二時頃大雨降ニテ、先右入廻  
シは更止ムル也

其後其雨ニテ植付、同月廿九日仕舞、其ヨリ続キ半  
夏生迄雨降折々有、夫レ半夏生限りニテ其後降雨無  
之、七月十五日ヨリ村規則之通番水トナリ、其番水  
続キ内益々天気続キニテ処々夫々祈雨乞有リ、猶当  
村も又雨乞ス、八月九日小井川養水樋ノ口ニテ、同  
村小嶋久左衛門宝物・龍王ヲ係ケ、法道寺住職吉水  
導命殿頼、是ニ一周間高持チ詰、猶夜中ハ各組彦組  
ヲ一夜トシ共々祈雨候得とも、是レ其御利役、<sup>(益)</sup>則チ  
中日少シ相見へ、猶願上リモ又同様ノ利やくニテ、



田面稲草へハ其コウノモ無シ、又十六日より法華寺

ニテ日蓮宗檀中之人々祈雨ス、其内檀中之地佃持タル人ハ昼夜ノ無別祈雨有リシカ、是又十七日午前七時頃ヨリ雨ト相成リ、然レ共彼雨モ利役ノ已ナリ、

同月十九日降雨有リト雖モ、是モ聊之事ニ付、実ニ門ニ打水スル如ク也、然レ共其雨之儘ニテ、後九月

一日午前第四時頃ヨリ降雨アリ、然ルニ此雨モ前之如ク誠ニ門ニ打水之如クナリ、其レより後ハ九月七

日至于雨降ナシ、然ルニ領内有之井戸等ハ水無且新堀ハ九月九日ヨリ勿釣瓶式丁換ヘニスル、又井壺ハ

頭ニ突井戸ヲス、此突井戸ハ極上等ニシテ、則水ハたいて勿釣瓶式丁水程涌出タリ、又東之田地ハ菱川

村之井出水貫ヒ、各夜各晩ニ水車ヲ以テ踏ト雖モ、此場所ハ柳ケ町換ヘ床井ニ山繩手及前川筋東ノ長掘

川ヲ踏ルナリ、是我等之人々シラサル大旱魃ナリ、  
(用意)  
 覚ヘ置、後日常其要イラスベシ

前朱書之続キ、田面旱魃、雨降ハ九月十一日午後八時頃ヨリ十二日午前第三時頃迄降雨ナリ、之レニ依テ一

先ツ水換ヘ休ミ候、又村中人民も十一日ハ休見トスル、

同月十三日午前第三時頃より又雨降アリ、此雨ニハ

少々風モアリ、然ルニ同日午十二時頃ヨリ晴天トナルナリ、又風モ太平ナリ、是ニ依テ又十四日ハ村中休見ニスル

九月廿三日晴天 旅所御払下之事件左ニ

右廿三日、向日神社附属上植野村ニ有之旅所并ニ寺戸村ニ有之レウケ芝地共払下ケ可願出旨府庁ヨリ六人部

へ御達シ有之趣ヲ以テ、右廿三日該社々務(所脱カ)ニ於テ右事件氏子各村氏子総代集会企候処、詰リ各村ヨリ右両地

共相当代金ヲ以テ御払下ケ可願決定相成、然ル該集会出勤人之義、当村氏子総代森源右衛門及植田嘉右衛門

并ニ永井治左衛門三名出勤候内、森源右衛門ヨリ明テ廿四日直ニ当役場へ報知有之事聞ク、且日(是カ)日該地願書

ニ戸長并森源右衛門共奥印連之上順村回ス

九月廿四日 向神社殿前拜ニ係ケ有之銅渡錫賊難取りシ紛失届ケ有之ニ付、是又氏子総代森源右衛門ヨリ連

印且向日町氏子総代及ヒ六人部是暉三名連印ヲ以警察

署え届ケ置候事

〔<sup>(表紙)</sup>明治十七年一月四日ヨリ

各組伍長え諭達録

上植野村

戸長役場「乙訓郡上植野村戸長役場」  
<sup>(朱角印)</sup>

明治十七年一月四日

一月四日 戸長役場式行了リタル上事務ニ係ル

同五日 各組伍長一統相寄り年賀式及年酒ス

其砌当役場之屎尿入札ス、但多数中小路弥惣兵衛方へ

落札トス、則其金額壹円貳拾錢也

同十二日夜

同

各伍長へ諭達取調之事左ニ

一徴発金ニ付、每家ニ間取ヲ調、尤絵図面ヲ

添ルコト

一諸道具及諸物産調之事、書面ニて各戸ニ取  
ル

一郡役所建築金半額取集ムルコト、尤十五年

ニ其披露有之ト雖モ、猶此度ニ該金取集ス

ルヲ注意シ置事

一南禅寺□□院破損ニ就てハ、該寺ヨリ有志

ヲ願出ルニ付、是亦郡役所ヨリモ諭達有之

旨ヲ以テ、人民へ披露有之ベシ事トス

一向陽校入札再度要スルヲ披露、尤該届之旨、

一月十四日限り当役場へ可差出之事

十四日 一各伍長ヨリ菱川村すもふ手拭十七筋取纏メ、

合シ拾錢添へ、同日返上ス

〔<sup>(朱筆)</sup>一月十六日宮 同日午後早々向神社集會候ニ付、出

席人八民秋岩次郎義出席候也

但し該日件は皇典講究分処<sup>(署)</sup>之事ト達し来ル也」

金三拾貳円三拾三錢六厘

内 金六円五拾四錢七厘 地二係ル式分通之分

同十五日 午後第六時頃各伍長ヲ呼出し、村中人民ム

サシ・アナイチ<sup>(カ)</sup>鴨多甚夕數ニ付、急度差止可致旨注意

致置之言渡しヲス

金貳拾五円七拾八錢九厘 戸ニ係ル八分之通之

分

二十一日 伍長へ人撰紙渡ス、其実ハ当村会計係り及

ヒ徵発之際負携ス評価委員名、同時ニテ票投<sup>(マ)</sup>為致候

也、尤両撰とも毎戸也

是ハ二月五日迄ニ取  
集メ当役場へ各組伍  
長より受取筈也

但し壹戸ニ付拾五錢

七厘ツ、

二十八日夜 「説諭」<sup>(編外)</sup> 勝兵衛身上之儀ニ付、養嗣林

之助ナル者へ示談可遂ケ旨、其世話人則權右衛門母呼<sup>(ママ)</sup>

し出し、供々開田村ニ寄留スル林吉へ示談可致旨ヲ説  
諭ス

右両件とも何つれも伍長ニ於テ集合し、被落<sup>(披露カ)</sup>可致旨述  
へ示談置候也

一月廿八日 一衛生委員ヨリ除掃清潔スルコト

一学校出金十六年度會議決議案第四期集金額之内、諸

物価下落ニ付一時金子取集メ難キ旨ニ付、十七年一月

より三月迄三ヶ月分、一ヶ月毎ニ取集候事、則其金額

左ノ如

組内へ人民へ示スへし様注意置候也

二月九日 各組伍長集合之上、聯合會議員・宮惣代人  
撰開票能候処、森鶴之介宮惣代也、和田伊兵衛議員也  
其砌ヨナステ場清潔スル法方ヲ示ス、又施業人配廻候  
とも決て買取間敷事、何つれも各組伍長へ示し、其旨

二月廿八日 皇懇講究分署有志之義、数度各組伍長衆中へ示談ヲ遂ケ候処、迺も一時有志募集スル事不能故へニ、不取敢村方ニ扣へ置候て、猶本年之作柄ヲ見、募集スル事可然との決議也、且折ヲ見テ一度小前へ披露可及様談判ニ決シ候也

○文中に中小路・湯川・藤田・永井・森および一名の印あり

同廿八日 当村領地、耕宅地とも売買地券裏書及ヒ家督相続とも書換へ裏書願出ル時は御規則之税上納之外、村方協議トシ、費補助トシテ地券迄通ニ付幾分之手数料ヲ取立候歟、又ハ発興迄ニ迄通三錢ツ、徴集シ、其金子ハ則勘定協議費へ組込居候得とも現今ニ於テ発シ候哉、此旨各組伍長衆中へ示談ヲ遂ケ協議候処、何分各組伍長衆中は其レハ矢張徴集致、村方協議費之部へ組込可致旨一統決定相成、則其議決参考之為夫々押認印致置候、且又徴集法方左之如し

一家督相続裏書地券迄通ニ付金三錢割ヲ徴集可致事

一売買地券迄通ニ付地価金ヲ不論セ、迄通ニ付金五錢

ヲ徴集可致事

右廉々各組伍長及役場吏員とも協議之上決定候、記ス

○文中に前条と同じ印あり

三月七日 午後寄合、各組伍長集合シ、其件は当村氏子惣代役民秋岩次郎ニ罷在候処、辞職之義段々願出ルヲ以テ伍長へ示談ヲ遂ケ候処、是非吾年間は御勤被下度様、猶御依頼之義強テ相成度旨決定候也

同 (欄外朱筆) 当村観業委員ヲ取設ケル件モ示談候

「給料件」 当役場之内ニテ兼務致具候様之決議相成、則其給料金迄ケ月金五拾錢ニテ御勤メ相成度トノコト、其際古市村五十樓三右衛門罷越候時ナリ、又外売人前田君も来臨致居候也

三月三十一日 夜各組伍長村入費勘定スル事

四月十八日 各組伍長集会、其訳ケハ当村小島久左衛門老母死亡ニ付テハ、本年儉約之処、該死亡人病名不尋候得とも、惣興ニ載セルコト出来難旨該組伍長より

申出、夫レニ付各伍長へ評決候候処、致方無久左衛門  
より適キニ自(之)関(之)ヲ調へ可哉評議候処、各組ニ於テ決て  
差聞無之旨決シ、夫ヨリ永井君該久左衛門へ其旨返事  
ニ及

同二十二日 (欄外朱筆)「神事件」 各組伍長午前ヨリ当所へ集

会令め候処、神事御旅所は二十三日氏子各村ヨリ人足  
老人連レ氏子惣代共々罷出掃除スルニ付旨談シ候処、  
該旅所土手築丈ケは当村ヨリ伍長共ニスルコトナリト  
決シ候

同二十三日 (欄外朱筆)「神事件」 各村氏子惣代并二人足共々

ニ該旅所へ来リ掃除スルニ、同日雨降りニ付森本村ト  
岩見上里村両村来リ掃除為致居、就ては当村氏子惣代  
民秋并ニ森鶴両君罷候事

二十四日晴 御旅所土手築之義、二十三日ニ相定有之  
候処、二十三日雨降ニテ二十四日ニ相成、尤各組伍長  
一統ヨリ修繕土手築ス

(朱筆)「廿七日月曜 氏子惣代森鶴之助、同日旅所櫻□及神  
事機器取調之為各村惣代ともく、打寄り其取調ヲナ  
ス、又午後ヨリ向日町津の平ニテ神事万端之取締リ  
之件評定之為ニ出頭ス

廿八日 氏神出行祭ニ付、前第十一時頃ヨリ何つれ  
も宮惣代及長役場各伍長とも御とも可致候事  
(言脱之)

五月一日 祭日ニ付前同断ニ候得とも跡仕舞、受取  
方は真座ニ渡ス

同二日 休日ニ候得とも氏(子脱之)総代武名ハ跡氏子一統之  
跡仕舞ニ付、午後より集会スルトノ事

一 二日 右神所用之旧神興金貸附利子徴収ス、然ル  
共其世話(係脱之)リ小嶋及民秋へ書面ニテ如何取扱致候哉ノ旨  
照会致候得とも、該書面ニ何等之意見モ無之、追て氏  
子中一統ニ係ル入費額精算之上ニ一応掛合可致事

〔朱筆〕同日曜日 氏子總代民秋君向日町津の平宅ニテ集

会出勤ス、其実ハ神事費精算之事、其割合左之如シ

一金拾三円三拾五錢也

外二三錢取集メ人足ちん

一戸數百五十戸 但し壱戸ニ付八錢九厘

右五月五日午前十一時、向日町大西新次郎取集メニ

參り相渡受取書取置候也

」

一七日 伍長集會シ、事實は神事入費精算スルコト

一十五日 各組伍長寄合シ、神事費金戸毎ニ係ケル、

壱戸ニ付五錢五厘ツ、徴収持寄決算ス

一十六日 当番藤田安左衛門、西才ニ対シ字山之下突

井戸<sup>(カ)</sup>浚ヲ右西才藏ヘ托シ、今里村能勢五右衛門小矢ヲ

借り受ケ、右ニテ才藏ニ浚<sup>(カ)</sup>サスヲ人足引廻之為ニ出張

ス

一同 中村岩次郎死亡ニ付、母ふじ家督相続為致願、

尤親族連署シ、猶地券裏書願書預リ置候也

〔朱筆〕二十七日 向日神社本年事入費之儀、示談致度旨ヲ

向日町ヨリ申越し、就てハ氏子惣代森鶴之介午後ヨ

リ罷越し、午後六時頃ニ帰宅ス、其実ハ寺戸村并ニ

岩見上里村両村本年ノ神祭入費出金不致旨被談、然

ル向日町ハ本年分ノ會計方ナル、又森本村ハ世話係

リ、依て森本村ヨリ今里村ヘ為談、其上共々催促ニ

およふへく様委任之上帰宅致タル旨ヲ述候也

」

二日 惣代兩人出勤ス、午前六人部氏出頭ス、宮惣代

兩人共六人部ノ御咄シニハ、今ニ宮札ノ実ヲ壱升ツ、

僧<sup>(増)</sup>コトヲ御たのみニ相成、皇天<sup>(典)</sup>講面<sup>(宛)</sup>文社ノ入用金ハ是

迄年二三円五拾錢ト、内務所月ニ六十錢ト、文社又月

ニ貳円五十錢ヲ分社生徒ノ為ニ出スコトヲ申、氏子中

村々ヘ御依頼ニ參ル様申被居、今ニ札実五合ヲ僧<sup>(増)</sup>コト

ヲ承諾ニ相成候ハ、右之分社費用ハ其内ニテスルト被

申候へ共、惣代兩人ヨリハ右咄ヲ聞込、他村之示談相

極り候上ニテ村内一統ノ一前へ御咄シスルコトト申置

候也

三日 午前七時ヨリ惣代、兩人出勤ス、本年野番ちんノ  
取集メ帳簿切符ヲスルコト、戸別割ノ教育費受取書ヲ  
認メ出スコト

四日 午前七時ヨリ惣代、兩人出勤ス、神風講社ノ札ヲ  
受ル連名ヲ書(ママ)ヲ二通共認メルコト、午後永井出勤シ小  
畑川堤防ノ冥加金ヲ取集メ切符ヲ認メルコト

〔表紙〕  
明治拾七年三月

日誌

乙訓郡上植野村

戸長役場 〔乙訓郡上植野村戸長役場〕  
(朱角印)

〔歴〕

〔朱筆〕  
「拾七第壹號」

明治十七年一月四

受附件数記録

上植野村

戸長役場 〔乙訓郡上植野村戸長役場〕  
(朱角印)

〔明治一七年一月四日〜三月三日 受附件数記録省略〕

〔朱筆〕  
「是ヨリ奥ニ日誌之部」

三月五日 向陽校経費地価ニ係ル分、十七年一二三々  
ケ月分徴収候事

同六日 南禅寺ヨリ有志之義ヲ村中乞事、同郡岩見上  
里村キシウ庵住職并ニ同郡古市村順福庵住職、右兩人  
当役場へ出頭シ、該有志ヲ村中へ乞事届出タリ

三月八日 用係リ永井氏は午前第十時ヨリ郡役所へ出  
頭ス、其際茶業ノ件ニ付、茶業者ヨリソウ案委員ヲ  
人設クル義ニ付、一学区区吏人程之撰挙人ナリ、則チ  
其標投ヲ持参、向日町役場ニて各聯合町村とも一纏メ  
之上開札、其上高点ヨリ三番札迄ヲ郡役所へ届ケ置コ  
ト、則チ用係リ兼ル

三月八日 村中印鑑改メスルナリ

同十七日 「地券預リ件」<sup>(朱筆)</sup> 小林弥左衛門ヨリ同村植  
田忠右衛門方へ畑地売渡しニ付、則公証印附与シタル  
上、即日該地券証当所へ預リ、裏書願スルモノトス

同十八日 「地券預リ之件」<sup>(朱筆)</sup> 小野五右衛門田地同村

民秋岩次郎へ売渡しニ付、則公証印附与シタル上ハ、  
即日該地券当所へ預リ置、裏書願スルモノトス

同 「地券預リ之件」<sup>(朱筆)</sup> 中村仁兵衛所有宅地券、鶏冠  
井村生嶋信吉へ売渡し有之処、裏書願ヲ怠リ旨ヲ民秋  
徳兵衛ヨリ報知有リ、則該地券ハ同村誓弘寺講ニ預リ  
有之ニ付、早速該寺住職ヨリ直ニ当所へ持参シ、是本  
人ヨリ裏書願出ルモノニ付、既ニ裏書願為出候間、裏  
書願中当所へ預リ置トノ該寺住職え申置、依て裏書済  
下ケ渡しノ候際該寺へ相渡へく事

二十三日日曜 衛生ニ係ル村中掃除清契ニスル説諭ニ  
及、村中検査トシテ郡役所中野氏当村へ出張相成、何  
つれも村中巡廻候ニ付、中飯等は当庁ニて奢候事<sup>(符)</sup>

二十七日 高橋久吉呼状差出置候処、本日当庁へ出頭  
致、其際実印及留主中出稼キ届モ二十七日・八日・九  
日三日之間ニ可致旨申述帰リ、然ルニ引受ケ人当村野  
口四郎兵衛より当庁へ持参可致との義述へ帰候也



三十日 地租納ムルニ付永井氏出京、三ツ井銀行為換方へ出頭ス、然ルニ何故へ三十日迄捨置義、当村小野五右衛門上納不致候故へ延日相成候也、依て二十九日ニ該人田地当村民秋岩二郎買求ニ付、該岩二郎ヨリ出納致候事

〔采筆  
四月ヨリ〕

同四日 戸長地券印税三ツ井銀行へ切替出頭ス

〔欄外采筆〕

「官員出張件」 同日午後二時頃ニ京都府庶務係九等

属荏林維新当庁へ出張、其視察済之上当庁にて一宿、

翌五日午前第九時次村馬場村戸長役場へ出張ス

同五日 右地券裏書済ニ付郡役所へ用係り出頭、該地券十三通受取方罷出ル、尤即日印税弍円四拾四錢九厘三ツ井切符ヲ以上納ス

同七日 筆生小嶋久兵衛ハ郡役所へ出頭、用向キハ郵便税第四期分上納スルコト及電信柱敷地代金下ケ渡旨来ルニ付受取コト、地券中小路熊五郎家督譲り裏書地

券、中村仁兵衛より生嶋信吉へ壳渡し地券裏書願とも都合式通持参ス、当役場視察トシテ官出張之際、種々之取調物十五年分金徴収高取調書表郡役所預ケ置係ヨリ官へ廻スコト依頼シ置、尤京都府へ出ル物

同 十六年分電信柱及扣へ線敷地代金弍円七拾七錢下与相成候、正ニ受取、即日受書差出ス

同 山崎街道筋字わたんしよ石橋修繕之為、京都府ヨリ請負人へ任せ、夫ヨリ白川村石屋ヨリ当村現場へ敷石及立山石三本とも牛車四台にて運送シ、猶本日土方出頭にて当庁へ申出ル儀ハ、右請負人親方(未)今夕見へサルニ付、該現場案内ヲ乞、出張人・用係り現場へ出頭シ右指図ヲ致候事

九日 鉄道払下ケ地稅取立スル

九日 本日用係り永井君は、裏書地券拾三通本月四日下ケ付相成之処、印稅相違有之ニ付、郡役所へ取調ヘトシテ出頭シ取調候処、同日印稅五錢相違有之ニ付、追て該地券下ケ渡スヘク旨、用掛り申付候事

十一日 郡役所建築ニ付、補助金半額、殘金地価百円ニ付三錢係り、戸ニ貳錢七厘ツ、同日徴収候事、但シ係り吏員永井氏・小嶋君兩人也、戸長欠席ス

十四日 春季種痘施行ニ付、種痘医当庁へ同日午前第八時出頭シ、先未痘之兒種痘候事

同 徴兵検査ニ付、安藤久吉召つれ伏見上風呂屋町西方寺ニ於テ検査有之ニ付、用係り永井君附添ニて、十四日午後四時ヨリ伏見京橋北詰東側寺田屋へ向ケ夕着、翌十五日検査相受ル事

同 本日午後一時頃、郡役所へ衛生係ル患病流行之趣キニ付避病院之件談之義有ニ付、小嶋久兵衛右役所出頭、夫ヨリ同日向陽校へ京都府学務係り御出張ニ相成、是又談し之義モ有之旨通知有之ニ付、小嶋久兵衛兼務ニて相勤メ来リ候也

十八日 山崎街道字ハタンシヨウ石橋修繕有之、成功見分京都府七等属三原範治同日午前第<sup>(マ)</sup>当庁へ出張、戸長共ニ現場へ出張調査之上帰參相成候事

同 右請負愛宕郡白川村内田徳左衛門と申者ニ罷在候処、該橋不都合之廉有之ニ付、猶取造セ可致旨申置候、就テハ該人手代午十二時当庁へ出頭シ其旨申付ケ置、且当所ニ少扣金本日返済スル、正ニ受取候也

<sup>(朱筆)</sup>「十九日 宮惣民秋君ハ本日神事件ニ付、午後ヨリ向

神社々務所へ出席ス事、実ハ神事祭先各村惣代打寄合セ候処、昨十六年之通決定相成ノ趣、同二十日日曜ニ候得とも用係り種痘ニ付、其際受給リ置候事」

<sup>(欄外)</sup>二十日 「日曜」 本日種痘ニ付種痘医宇田当所へ出張、夫レヨリ村衛生委員永井出張シ、再種之凡四拾名程種痘為致帳簿へ照合施帳ス、終ルハ正十二時也

二十二日 <sup>(欄外朱筆)</sup>「茶会」 午前九時ヨリ南真経寺ニ於テ茶

撰拵会開設ニ付、当村内茶畑五畝以上所有スルモノ及茶製人とも都合十三名有之内、該撰拵会へ出頭致候者木之山武兵衛・永井治郎右衛門・民秋岩<sup>(郡脱)</sup>次右三名代理シテ相勤メ候事

右同断事件ニ付及郡所<sup>(役脱カ)</sup>へ出頭ヲ兼、筆生小嶋君午後ヨリ出頭、其時四月廿八日郡役所建築上棟式ニ付、各村役場へ、右式之祝致呉候様向日町戸長へ依頼相成旨ヲ談シ候事

同 官八百二十二号・官四百二十二号、右地券式通、野口常次郎ヨリ嶋田重助へ売渡しニ付、裏書願出書面認メ相渡ス、地券式通ハ当所ニ預リ置候

同 持泉庵職住替<sup>(マツ)</sup>ニ付、什品物及事務受渡し届書京都府知事宛ニて連署ヲ以テ郡役所へ差出相成候趣ニ付、当役場へ成規之通可取扱旨、附紙ヲ以当役場へ下渡相成候事

二十四日 会計箱鍵小野治郎右衛門へ渡シ、馬吉ヲ以テ差遣し候也

二十三日 小林宗助へ村金貸付罷在候処、返済被成ニ就てハ該地夫々へ売渡し旨ヲ以テ其世話係り小嶋久左衛門并ニ民秋徳兵衛共々立会精算、右証文書改メ為致候也

廿六日 植田勝兵衛養男植田林吉ナル者へ上納金不納催促書ヲ開田村長岡天神宮堺内居住ニて、税払ヒヲ以テ免ス、其期日ハ四月中ト記載有

廿八日 野口常次良ヲ呼出し、旧御田社跡地払後、該開懇<sup>(懇)</sup>致シ候ニ付、開懇願可致旨数度申置候得とも、何等之申出も有<sup>(無カ)</sup>之ニ付、猶又本日呼出シ相尋候処、該人父野口宗兵衛出頭之上、該地ハ三名之持主ニ付、私シ始外式名之者へ談之上、否哉御返事可致トの事、尤該願書ヲ相認メ、目掛ケ候得とも、何分之義、元之如ク林地ニ可致哉モ難計ニ付トの述へ居候義モ有之ニ付、至急返事可致様申居候とも、廿九日午前ニ致り未夕何等之返事も無之候事

五月三日 電信柱敷地手当金夫々下与へス、尤正当請書調印之上差出させ候也

同四日 「日曜也」<sup>(欄外)</sup> 山崎街道筋字わたんシヨ石橋修繕手直しトシテ、白川村内田徳左衛門ヨリ参り手直之

上掃宅ス

同五日 本郡役所庁舎上棟式六日午後ヨリ執行之旨、  
向日町戸長朝田多左衛門及片山利兵衛兩名ニテ通知来  
り候ニ付、該參觀之為出頭、參觀差免旨小前へ通達方  
伍長へ通知ス

同十日 神事予備費金貸附利子勘定スルニ付其世話係  
り前十二時迄ニ致候事、当役場三名并ニ民秋徳兵衛・  
小嶋久左衛門也

同 本郡小塩村十輪寺有志ヲ願出、則該人名比叡山延  
曆寺大勸進係リ乙訓郡石作村三鈺寺住職少講議高阪寛  
静・同郡小塩村十輪寺住職訓導紀戸功全、当庁へ出頭  
依頼ヲ乞ヒ、千寿老本并ニ有志老冊預リ置ク

十日 左ニ記ス人員三名、同日午後六時頃当村葭島熊  
次郎方へ参り、西京六条本願寺へ参詣致、掃掛ケ一宿  
乞出候者ニ付、一宿為致候ニ付、尤左ニ該村戸長指令  
書持参ニ付当紙持参ニ候間、写シ置候

施行御願、愛媛県伊予国新居郡泉川村三千九百八十三

番地吉本勘造妻テルノ老名安政<sup>(カ)</sup>式八月十七日生、右之

者今般心願ニ付西京府下本願寺へ参詣ニ付施行仕度候  
間、御成規之通日数聞届ケ被下度此段願上候也、明治  
十七年四月四日、吉本勘造、右之者旅行不在中ヲ私シ  
一時被申私共へ引受候間、此段御届ケ置候也、引受人  
山本由平、前願之通相違無候間此段保証仕候也

別頭西本常八

明治十七年四月四日

泉川村

戸長御中

前書之通、願之趣日数九拾日間聞置候条、掃掛次第可  
届出候事

<sup>(戸脱カ)</sup>  
右長代理用係リ

明治十七年四月四日

矢野幸三郎

旅行之義ニ付願

愛媛県下新居郡泉川村四千七番ノ内

第式番村

原清左衛門

元治元西十一月十二日生

長女マツ

右之者私長女マツ義、本月八日発途ニテ京都府下真宗本願寺へ参詣致度候間、御制規之通日教御聴置被成下度此段奉願候也

新居郡泉川村第貳番屋敷地

明治十七年四月四日

原清左衛門

泉川村

戸長御中

前書願之趣キ聞置候間、帰村之上可届出候事

右村戸長代理用係リ

渡辺栄真 印

右三名之者、旅行券持参シ西京本願寺参詣帰リ係ケ十日午後六時頃ヨリ嚴島熊次郎方ニテ一宿為致候処、十一日午前二五時頃、前記旅行記載ナル勘造妻テル義ハ出産致候処、然ル処七ヶ月ニテ終同日午後二死亡致候旨届出、不取敢同村墓地へ埋葬致度旨届出、尤医師報告ヲ添へ差出候ニ付、猶出産人ハ今夕該人方ニ養生致させ置候也

十七日 字わダンじョ石橋修繕成功ニ付、四月十八日

京都府より土木係り三原氏出張之処、手直シ可致候旨ニ付、猶五月四日ニ白川村ヨリ石屋徳左衛門参リ右手直シ致候上、同日再檢分ニ相成候処、再度手直シ可致旨右石屋へ被申付、帰京相成候也

十七日 本郡茶業組合規約被設タルニ付てハ、製造人へ手間賃表及鑑札十式枚并ニ右ニ係スル上呈書十式部持参、係り員ハ寺戸村長谷川五郎右衛門并ニ向日町長谷川与兵衛ナリ、猶其際鑑札代料経費とも半額ヲ五月三十日限り徴収納付可致との事ナリ

十九日 生嶋信吉地券裏書濟ニ付、曩ニ当村誓迎寺住職該寺講金抵当ニ差入タルト相見へ、該住職ヨリ受取タルニ付、其旨所有人へも相示シ元如ク該人住職へ相渡候旨通達ス、出頭時限ハ本日午後二時迄ナリ  
同 茶業者へ鑑札下渡し、且経費半額徴収候事  
同 營業人之者昨十六年七月一日ヨリ同年十二月中分売上高取調書ヲ取ルノ件

廿日 春季種痘施行料取集之書面各組伍長へ下ケ付、

徵集期日五月三十日限り当役役<sup>(場カ)</sup>へ出為ル事

三十日 五月賃金定メ、番水鬮、川堀三日、溝掘二日  
中迄限り事極メ、役場伍長立会之上右相定メ候也  
井出堀番鬮一番ろ組、貳番に組、三へ組、四い組、五  
ほ組、六は組定ムル也

六月十三日雲天 本日裏書地券四拾壹枚夫々え下渡し  
致候事

同十三日 当村植田勝兵衛ノ件ニ付、藤田藤兵衛呼寄  
説諭之上、該藤兵衛ヨリ翌十四日早朝ヨリ父勝兵衛病  
氣之旨ヲ以テ養嗣子林<sup>(吉腕カ)</sup>ナル者呼ニ遣、則其書面持遣ス、  
出頭期日ハ同日夫々之者同送之事

一十七日 本郡役所郡書記森本君当役場へ出張相成、  
其<sup>(取)</sup>実ハ本郡内ニ白竹じ年子病竹有之趣キニ付て予方法  
并ニ老農之人ニ諮問致度旨モ有之由ニテ、当村老農人  
トシテ小嶋久左衛門并ニ民秋徳兵衛兩人呼寄セ、右諮  
問被致候得とも、該法不分明ニ付、且古来流行之際残

り藪モ有之哉ニ聞及シ候得とも、本村ニハ右白竹藪の  
かれし藪ハ有、又ハ予方法被尋候得とも、何分一百年  
来も過キ来リ候事ハ夫々不分トの申上候、猶又後日高  
老之者ニ尋置有之候様とテ帰庁サレタリ

二十一日 各組伍長へ新所轄ニ付、戸長撰拳スル撰拳  
委員取極メニ付、村内戸別ニ投票スル用紙各伍長へ相  
渡し、各投票之上、廿三日午前ニ役場へ持参スルコト

二十三日 各組伍長投票持参ニテ出頭候処、ろ組伍長  
森鶴之助不参ニ付、午後ニ森鶴之助伍長惣代理トシテ  
立会之上開札候処、六十七札小の利右衛門・五十札永  
井九郎左衛門、二名多札ニ付取極メ、其後早々各組伍  
長へ報知之事

付タリ、本郡へ係ル教育經費金一戸ニ三錢宛、本月廿  
八日限り取集メ当役場へ持参之事ヲ、右二件共書面ニ  
テ差遣<sup>(マ)</sup>シス事

二十五日 新戸長六ヶ村組合ヲ設、七月一日実施相成

二付、組戸長撰拳候ニ付、就てハ右一村毎ニ撰拳委員  
式名差出ス、其撰拳委員ハ当小野利右衛門并ニ永井九  
郎左衛門ナル、然ル処永井氏ハ病氣之趣キ申立出頭不  
仕、小野利右衛門耆人郡役所へ出頭、右撰拳開札ニ罷  
出候事

二十五日 午後十二時ヨリ村内地価持一統呼寄セ集會  
ヲ令メ、其実ハ当戸<sup>(符)</sup>戸長役場ヲ廢シ組戸長役場ニ相成  
候就てハ当村総代役ヲ設ケ置歟之旨、且八月俸額ハ何  
程歟之示談ヲ遂ケ候処、何分地価持ニテハ一定難致、  
依て翌廿六日夜伍長ヨリ組内人民一統へ協議ヲ遂ケ候  
上取極メルコトニ決定シ、<sup>(午脱之)</sup>後七時退參候

同 同日府會議員撰拳用紙ヲ相渡し、翌廿六日夫々鶏  
冠井村真経寺へ出頭可致之処、森鶴之助并ニ湯川伊之  
助へ兩人へ委任シ可致候事

二十六日 森鶴之介・湯川伊之助右委任ヲ受ケ、廿六  
日午前十時ヨリ該真経寺へ向ケ右投票持參、開札罷出

候、午後五時帰村スル

二十七日 午後ヨリ戸長役場編製ニ就てハ、村内協有  
金貸付証文并ニ世話方呼寄セ、該証文ニ公証印取置歟  
ノ旨ヲ示談ヲ遂ケル件

二十八日 伍長前半年分村費精算ニ付、午前ヨリ後六  
時ニ至ル迄右勘定為致シ候事

七月一日 京都府地理係リ御出張、地目交換地検査ト  
シテ官員篠田殿外耆名御出張ニ付、藤田藤介実地并ニ  
野口常次郎官地<sup>(ママ)</sup>松下ケ地所、右式ケ所ヲ検査丈量ス、  
夫ヨリ終テ午後時頃ヨリ菱川村戸長役場へ送り付、荷  
物式包人足式錢ヲ受取、該人足渡ス

七月四日 旧戸長小野利右衛門義、新組戸長寺戸村長  
谷川三郎兵衛ニ相成候就てハ事務引渡し都合共数件之  
協議有之趣キニテ、午後ヨリ向日町津の平宅へ向日校  
五ヶ外物集メ村都合六ヶ村集<sup>(ママ)</sup>合令種示談之事

同日 村内伍長各組へ後役村惣代式人之選挙可致様示談ヲ遂ケ、尤投票用紙相渡ス

七月五日 「惣代人撰之權」<sup>(編外)</sup> 午後ヨリ当所ニテ各伍

長衆ヨリ右撰挙開札スルとの事ニ決定ス、然ル処外五ヶ組ハ無難ニ投票致し候得とも、い組ハ何歟彼是申立投票不致旨ヲ該組伍長湯川伊之介ヨリ申出ルれとも、当所ニ於ても權利無之ニ付、其旨伍長へ申述候処、再度午晝時迄ニ組内集合可致上、否哉外五組へ申上ルとの義ニ付帰宅被致候、猶午後ニ至リ留主中之者笹与兵衛・植田嘉兵衛・川嶋太兵衛・嶋田佐介右四人之者不揃之趣キ申述、仍て外組伍長モ致方無ク帰宅トス

明治十七年九月十九日

小塩村より照会之書面写相添へ

上植の村より

昨日四ヶ村推参仕候御面倒之趣キ御依頼置、然ルニ帰村候処、小塩村ヨリ午後四時頃別紙書面態人ヲ以テ持来リ、該書拝読候処、該文中ニ山林ノ御規則モ追々嚴

敷相成旨ヲ以テ書面被下候ニ付、四ヶ村ニ於ても聊カ

心付候故、先年来ヨリ度々懸ケ合置候処、猶又当春来

ヨリ御役場へ該山件ニ付種重御依頼申上候処、先規之

通入山可致御照会之趣キ相守候、然レハ素ヨリ許事得

タル義ト愚考仕候、今日ニ於テ勝手ニ入山不許トノ御

照会之書ハ困難仕候、隨て該山収獲ヲ以テ砂防工え

年々多少之寄付金スルトアルハ小塩村一村之協義上下

考へ、然ルニ昨日御参考之寛文中御書下ケ之通小塩

村支配ノ立木ヲ以テ右寄附為致可然、將又柴下草等ニ

至ル迄該寄附ニ致事ナラハ、尤四ヶ村へ御協義可有之

筈ノ旨愚考ス、昨日ニ至ル迄一応之御沙汰ナクシテ猥

り入山且ツハ妨害スルモノ無之様注意スヘキトノ文中

甚困却ス、四ヶ村小前之ヲ聞ニ猶々入山致度ト申立、

仍て殊ニ当節ハ松茸生スル折柄ニ付本日トテモ四ヶ村

ヨリ入山スルモノ有之ニ付、昨日御頼置之通該山証書

とも此旨小塩村へ嚴敷御協義置可被下候、懸ル論所出

来候てハ御役場へ御迷惑相掛ケ候ても不相濟、御繁務

察入候得とも総御檢察有テ至急御返事被下候、別紙御

参考ノ為ニ小塩村ヨリ申来リ書面写シ相添へ此段御願



乙訓郡上植野村役場日誌(1)

申上候、以上  
第十七年九月十九日

乙訓郡小塩村外六ヶ村戸長林新右衛門殿

拝啓、陳は先般愚書ヲ以テ御依頼置候処、小塩村呼寄  
せて御尋問旨御書面被下候、然ハ該村意見如何候哉、  
就てハ御依頼置候之定約書義御伺申上候也

十七年九月廿三日

乙訓郡上植野村総代

戸長林新右衛門殿

鳴谷山件ニ付

明治十七年十二月三日村中一統協議之上今里・井之内  
両村三分、上植野・鶏冠井村両村七分費係り、同月四  
日各組長ヨリ返答相成、依て為念記載置キ候

但シ、い組組長湯川伊之助

に組々長永井五兵衛

ろ組々長秋田富三郎

ほ組々長藤田吉之助

は組々長永井治郎左衛門

へ組々長藤田重郎兵衛

猶明治十七年十二月七日地価持協議之上、西今里・井  
ノ内三分、上植野・鶏冠井七分決議ス

営業人、村費係義ニ付

同月同日村中協議之上右営業人村費本年ヨリ相掛ル決  
議ニ相成

明治十七年十二月七日 小学校建築ニ付地価掛ケ地価  
百円ニ付十銭係リノ協議致シ候処、社倉積金之金之内  
借用利足ニ以支弁ス、地価持一統決議ス

明治十七年十二月七日

組長麦米除ク、且又人足等も除キ、地価持一統決議ス

同日 地価持一統ヨリ委任受ケ小作人へ纏ラ上地価持  
へ持参ノコト、各組長へフレナカシ致候(符)

同日 各組長へ協議候処、小学校式十五銭出シ本月十  
五日徴収ヲ決シ、跡廿五銭ハ一月ニ廻スコトニ決ス

明治十七年十二月二十四日晚 総代ノ義永井九郎左衛  
門殿・小嶋久兵衛殿両人多数ニ因テ相定リ候処、明治

(七の誤り也)

十八年六月中ノコトニ旧組長・新組長・総代立会ノ上相定リ、然レ共右期限ニ至リ候へば一応投票スル前ニ地価持一統集會、総代ヨリ呼寄可被下コトニ相成、付テハ地価持ヨリ今総代統テ依頼候へバ、不止得事故無之節ハ統テ頼ムコトノ協議も有之、若シ不止得事故出来候へは其時ノ都合ニ拠リ辭職相成コトノ御断も有之、為念日誌置候也

明治十七年十二月廿四日

總代 清水市右衛門

民秋岩二郎

總代 永井九郎左衛門

小嶋久兵衛 各該日出席相成

い組 旧湯川伊之助

林田龜次郎

に組 旧永井五兵衛

中小路弥宗兵衛

ろ組 旧秋田富三郎

ほ組 旧藤田吉之助

新藤田吉右衛門

は組 旧永井治郎右衛門

新上田九郎兵衛

へ組 藤田十郎兵衛

小野幸太郎不参

明治拾八年一月

四日 惣代組長立会、向神社神札癸酉初集會ニ付金銭受取帳簿相渡し候也

九日 惣代兩名戸長役場ヨリ出願可致ス様御達ニ相成、岩見上里村始井ノ内村、今里村水論ノ趣キ、井ノ内村小畑川橋ヨリ下へ四十六間先ニ口ヲ明ケ右川中へ三十三間堀割致度ト申来ルヲ、上羽村林新右衛門、粟生村數之内九郎兵衛、奥海印寺村多井藤右衛門、久我村野村宗助兩四名御頼ニ相成候ニ付、其村内へ示談之趣キ聞同日 鳴谷山論之義ニ付、中立人多井藤右衛門・岡崎治郎左衛門兩名、山事件御尋ニ付出願ス、四ヶ村組合ニテ、夕飯津ノ平

十日 日夜地価持一統井ノ内・今里村新耕路ニ付集會ス、集會掛リ投票、小の・民秋・清水・和田へ二月迄  
十一日 惣代始メ外小の・民秋・和田・清水・秋田嘉戸長役場へ断ニ行

乙訓郡上植野村役場日誌(1)

十二日 戸長役場へ惣代・集會掛り行、中飯ハ鳥由二飯ス、夜飯ハ津ノ平ニテ飯ス

十三日 地佃持一統・伍長・五頭集會ス、但シ小前一統集會、六人共夕飯津ノ平

十四日 事件係り・惣代共六人津ノ平夜飯ス、酒付

十八年一月十六日 夜伍長寄會之上立合ニ相成、決議請承候儀ハ、イ組咄シ之儀ハ山件ニ付重分之節ハ相立テ申候テモ、別紙難応候故中陽(庸也)之御都合ニヨリテ御取計申被下候義ニ決ス

同日 口組之義、御意建(見)之儀ハ各組多分ニ決ス可くと事

同日 ハ組之義御意建ハ松草テ行ハ中陽之御咄し都合之上ニテ可応候事

同日 口組之御意建之儀ハ、ハ組之節ニ応へく之事

同日 口組ニ御意建ハ同断

同日 右多分□同断

右山件之儀ハ中濟之節ニ応へく事也

右同日 儉約老ケ年満期節ヲ相立、決議ヲ各組相身候儀ハ、イ組御意建(見)ハ儉約礼ヲ相用モ、諸事ハ云々ニ右規則ヲ發ス

同日 口組之義ハ老ケ年儉約之上猶々嚴重ニ相守度ト義之程ニ候得共各組ニ多分へ可応候事

同日 ハ組之御意建之義ハ大小御意心ニ可応候事

同日 口組御意心ハ右御意心ニ可応候事

口組御意心ハ右ニ同断

口組ハ御意ハ是迄ニ可応候得共、退飯(天光)ハ他所へ持出シ候共後ハ出スへからス決議候得は然ルニ各組ニ可応候事

儉約之義ハ各組・各家・分家御意ニ可応候事

十六日 社倉金之義ニ付惣代兩名・小の君共三名、津ノ平ニテ夜飯ス、酒共

十七日 今里村野村儀兵衛、内尋ニ参り、其時西新耕路ニ付印形ハ不致様申置候也

十八日 付テハ向日町役場へ惣代兩人・和田・清水四名之者参り候処、今里村ヨリ受地之断ニ相成、中さい人ヨリ色々井出水之咄シ有之候へ共、一切御断申上候、中飯鳥好ニテ、同日夕方ニハ□□小の君共ニ五名行、夕飯ハ津ノ平弁当五ツ取ル

十九日 惣代式名、鳴谷山事件ニ付正午ヨリ津ノ平宅へ行候処、右事件ハ中立人多井藤一名之事故ニ段々小塩村へ引合ニ相成候処、何分山論ト水論ト二重之咄ニ相成故へ、先鳴谷山事件ハ日延之事ニ決ス、中飯二名ス、津ノ平

同日四時頃ヨリ惣代二名・小の君共三名之者へ水論之咄シ、戸長始メ外中立人ヨリ決候、元ノ今里村惣受地ノ加藤重成ヨリ直ニ小前へ頼ニ参ル事ニ相成候故へ、押テ上植野村今一応御尋ニ相成候、速時ニ三名御断申上候へ共段々御依頼ニ相成、依テ地価持一統へ談示ルト申帰村ス、夕飯鳥好三名、同席へ民秋・和田呼よセ、段々御咄スル、直チニ今里村へ和田・小嶋兩人行、其後村事務所ニテ御談示之上津ノ国やへ御返事ノスル処、

諸君共御ヤスミノ事、午前四時直チニ帰村ス

廿日 午前八時頃ヨリ役場へ惣代二名外和田・民秋・小の・清水行候処、今里村ヨリ請地さス様申来ルニ付、請地スルヨ申被居候付、六人之者ニ請地スルト申、宛米一割引被下様申居候処、引ク事ハ出来不申様段々加藤・多井兩君ヨリ被申、根今宛米ハイやくと申、段々之論ヲスル、又中裁四名より又依頼ニ相成、いやくト申、井ノ内村ヨリ引水之事ヲ発シ絵図面ヲ出ス、掛ケこしノ伏込モ依頼スル事相談ニ相成、右事件ヲ依頼シテ午後十一時頃ヨリ帰村ス、中飯ハ鳥由ニテスル六人、夕飯ハ津ノ平弁当九ツ

廿一日 朝飯早々ヨリ組伍長・地価持一統集會ヲ致シ、水論一件ニ付委任状ヲ取ル事示談ニ相成、其後正午ヨリ戸長役場へ民秋・和田・清水・惣代二名共々出頭致シ、中裁人ヨリ色々掛ケ合モ有之、井ノ内村ヨリ井出水引事之示談ニ定リ、地代価之評価人トシテ加藤重成外五名立會之上、定メル事ニ委任ス、水路筋ハ水溜様

二掘さらへる事二定メ、下ノ処ハ旧井路ヲ以テスル事  
二定メ、其由中裁人へ相頼置キ、夕飯ハ津ノ平ニテ戸  
長共六人事、午後六時頃ニ帰村ス

二十二日 午前八時ヨリ当村事務所へ惣代兩名出頭ス

二十三日 午前八時ヨリ惣代兩人出頭ス、地方税・国  
税共戸長役場ヨリ小野利右衛門并ニ長谷川信太郎兩人  
十時頃出張相成、総代永井氏名手伝ニテ取立ス、同  
日午後七時頃ヨリ水論之事ニテ、一組式人ツ、外係リ  
者ヨリ相談ス、十二時ニ開ク

二十四日 午前第十時頃ヨリ地券裏書願村中持卜清水  
市右衛門ハ公証印願・裏書願共々使馬吉ニ印税金拾銭  
共戸長役場出ス事

二十五日 日曜 休日

二十六日 休

二十七日 午前九時ヨリ惣代兩名共出勤、午後五時ニ  
退席ス

二十八日 午前九時ヨリ出席、小学校定則之金持参候  
処、学務委員欠席ニテ戸長へ預ケ置也、小学校生徒欠  
席之事ニ係リ居リ候也

二十九日 午前九時頃ヨリ兩名出席ス、午後三時頃ヨ  
リ向神社集会ニ小嶋君行、事務所ニテハ社寺明細帳ヲ  
調ヘニ係リ居候也

三十日 午前八時頃ヨリ兩名出席シ、寺院明細帳取調、  
且又除税地・除地・上ケ地帳簿ヲ取調尅通シタメ、  
猶又節期払方致し、午後六時頃退席ス

三十一日 午前八時頃ヨリ小嶋吉人出席ニテ、払ヒ方  
及学校生徒之事ニ付、午後八五時迄勤タル